

# 知っていますか？4つのR

ごみ減量のためには大切な4つの「R」があります。一人ひとりが毎日の中で少しでも気を付けることによって、地球環境を守るための大きな力になります。今日から始めてみませんか？

## 第1の「R」Refuse(リフューズ)・・・断る

レジ袋・包装紙・わりばしなど・・・最近では必要かどうか聞いてくれるところも増えました。そこでさらにもう一歩、あなたからもアピールしてみてください。

「簡易包装をお願いします!!」



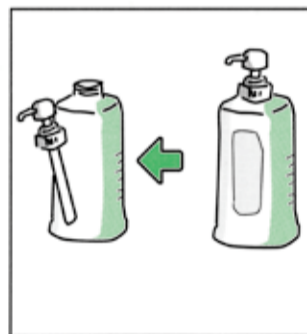
## 第3の「R」Reuse(リユース)・・・繰り返し使う

あなたにとって必要のなくなったものでも、他の人にとっては使えるものかもしれません。フリーマーケットなどを利用して、欲しい人に譲りましょう。市役所にも不用品交換コーナーがあります。のぞいてみてはいかがでしょうか？



## 第2の「R」Reduce(リデュース)・・・減らす

シャンプー・リンス・洗剤など、同じものなら詰め替え製品を選びましょう。ごみになる量が違ってきます。



## 第4の「R」Recycle(リサイクル)・・・再生する

そしてどうしても捨てなければならぬものは、ごみと資源にきちんと分別しましょう。それによって、再生するための材料になります。それには再び物をつくるための材料になるマテリアルリサイクルと、熱資源として回収するサーマルリサイクルがあります。「あれ??リサイクルっていいことじゃないの?」そんな疑問を持つ方も多いと思います。

確かに、捨ててしまわずにリサイクルをする、ということはとても大切なことです。

しかし、大量に消費し、大量にリサイクルすることは地球環境にとって大きな負担を与えます。また、リサイクルのためにも多くの税金を使うことになってしまいます。

ですから、まずはごみになるものなるべく家に入れない、本当に必要なものを大切に使うライフスタイルを考えてみてください。

## 生ごみ処理機購入費の一部を補助します

### 補助内容

#### ●生ごみ処理機

1世帯に1基までです。

◆電動式生ごみ処理機の場合・・・購入価格の半額(100円未満切り捨て)を補助し、上限は18,000円です。

◆非電動式生ごみ処理機の場合・・・購入価格の半額(100円未満切り捨て)を補助し、上限は3,000円です。

#### ●コンポスト

1世帯に2基までです。上限は3,000円です。

### 手続の流れ

- 1 清掃課で購入前に申請してください。
- 2 申請してから30日以内に購入してください。
- 3 必要書類をお持ちの上、清掃課で手続きをしてください。

## 資源物集団回収をはじめませんか？

資源物集団回収とは、営利を目的としない団体がビン・缶・古紙などを集め資源物を回収業者に引き渡すことで、回収量に応じた奨励金を支払う制度です。1kgあたり10円の奨励金は、団体の活動資金の財源として活用することができます。団体活動の活性化にお役立てください。条件としまして、おおむね20世帯以上の団体です。市では新たに資源物回収の活動をしていただける団体を募集しています。

### 対象となる資源物は？

古紙・古布・  
ビン・缶・  
ペットボトル・金属です。